3　漁港防災・衛生管理専門官は、漁港の区域及び漁村の防災に関する漁港漁場整備事業の計画並びに漁獲物の処理、保存及び加工を衛生的に行うことができる施設の整備に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第五百四十四条第一項中「五人」を「九人」に改める。

第五百四十五条の見出し中「防災計画官」の下に「、防災技術専門官」を加え、同条第一項中「防災計画官一人」の下に「、防災技術専門官一人」を加え、「二人」を「五人」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　防災技術専門官は、漁港の区域及び漁港の区域に係る海岸における防災に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

附則第五項中「企画官」の下に「のうち」を、「及び」の下に「同項の」を加え、附則に次の三項を加える。

6　第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官及び第三百九十七条第一項の森林除染対策官並びに第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち三人は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

7　第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち一人及び第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

8　第九条の二第一項の原子力災害対策専門官、第十六条第一項の検査官のうち三人、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第二十八条第一項の海外展開専門官のうち一人、第三十八条第一項の生産専門官のうち一人、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局及び関東農政局に置かれる第百六十一条の三第一項の企画官のうちそれぞれ一人、第二百四条第三項の農村復興指導官、第二百二十条第一項の災害対策室、第三百八十八条第一項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官及び災害対策調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、第四百八十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十七条第一項の操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官並びに第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第七関東の項管轄区域の欄中「新潟市　長岡市」を「長岡市」に、「新発田市」を「新潟市　新発田市」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十八号

農林水産技術会議令（昭和三十一年政令第百九十九号）第五条の規定に基づき、農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令

農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　技術会議の所掌事務に関する広報に関すること。

第三条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同条に次の一号を加える。

十一　農林水産業等に関する試験及び研究を行う者の資質の向上に関すること。

第四条第八号を削る。

第九条を削り、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（研究統括官）

第八条　事務局に、研究統括官一人を置く。

2　研究統括官は、命を受けて、技術会議の所掌事務のうち、農林水産業等に関する試験及び研究の計画に係る重要事項の企画及び立案に関する事務に参画し、並びに研究開発官の行う事務を統括する。

第十一条第一項中「二十人」を「二十四人」に改め、同条第二項中「命を受けて、」の下に「研究統括官及び」を加える。

第十二条第三項中「第二条第四号から第六号まで」を「第二条第五号から第七号まで」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（研究専門官の設置期間の特例）

2　第十一条第一項の研究専門官のうち四人は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十九号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一七、八一六人」を「一七、三七〇人」に改め、同表林野庁の項中「五、一六二人」を「五、〇七四人」に、「四、六八一人」を「四、五九三人」に改め、同表水産庁の項中「八九四人」を「八九三人」に改め、同表合計の項中「二三、八七二人」を「二三、三三七人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の農林水産省定員規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　新規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に定めるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十四年六月三十日までの間	一七、五〇四人
	平成二十四年七月一日から同年七月三十一日までの間	一七、四六六人
	平成二十四年八月一日から同年九月三十日までの間	一七、四六五人
	平成二十四年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一七、四三〇人

○農林水産省令第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百三十六条の三の規定に基づき、土地改良法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

土地改良法施行規則の一部を改正する省令

土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九十二条の四第一項第一号中「国営土地改良事業」の下に「（東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第二条第三項に規定する復旧関連事業を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。